

報告第17号

専決処分事項報告について（和解及び損害賠償の額の決定）

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項並びに市長の専決処分事項の指定について（昭和53年12月22日議決）第1項及び第2項の規定により、専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

専決処分書写……別記

令和2年9月2日提出

交野市長 黒田 実

和解及び損害賠償の額を定めるについて

(写)

2 専第 11 号

専 決 処 分 書

次のとおり和解及び損害賠償の額を定めるにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項並びに市長の専決処分事項の指定について（昭和 53 年 1 月 22 日議決）第 1 項及び第 2 項の規定により専決処分する。

- 1 内 容 市が相手方に、損害賠償額として金 39,820 円を支払う。
- 2 相 手 方 住 所 大阪府枚方市岡本町 1-6 3F
氏 名 レオパレス管理センター枚方店
支店長 南 大介
- 3 示 談 日 令和 2 年 7 月 27 日
- 4 事 案 概 要 令和 2 年 5 月 11 日（月）午前 10 時 40 分頃、交野市倉治 6 丁目 6 番 6 号レオパレスパーシモンにおいて、燃やすごみを収集する際に、同マンション敷地内ごみ置き場の鳥獣被害防止用のネットをめくったところ、職員が誤ってごみ置き場横に設置されているガーデンライトにネット端に付いている金属製の棒状のものを当てたことにより、ガーデンライトの電球カバー等を損傷させた。
- 5 そ の 他 相手方修理費 39,820 円
市持出額 39,820 円

令和 2 年 7 月 27 日

交野市長 黒 田 実